

議員（渡邊 美喜子）

お早うございます。12番、渡邊 美喜子、令和4年9月定例会におきまして、一般質問させていただきます。

1点目は、空き家対策、危険空き家等についてでございます。2点目、物価高騰による学校給食費の対応。3点目、瀬戸内芸術祭による感染防止対策を問うと、以上、3点でございます。

1点目、空き家対策、危険空き家等についてであります。

はい。前原さん、よろしくお願い致します。慣れないもので、申し訳ないと思っております。

これは、危険空き家ということで、もうこうなれば、特定空き家というような形になるんじゃないかなという風に思います。実は、多度津町で写真を撮るということはプライバシーに関わりますので、まんのうの方へ行かして頂きまして、撮ってまいりました。こういう特定空き家って、危険空き家も本当に多度津町も増えて来ております。

それでは質問でございますが、空き家対策は人口減少等により、今や多くの自治体が問題を抱え、空き家の放置期間が長引くと色々な問題を引き起こす要因になっております。倒壊、樹木や雑草の繁茂、生い茂ること、また、野生動物の侵入、ゴミの投棄、防災、景観、衛生など生活環境に悪影響を及ぼします。

その対策として、国は空き家対策特別措置法が平成27年5月に施行し、空き家等の管理は所有者等が適切に実施することを原則として、自治体が周辺的生活環境に悪影響を及ぼす場合は、必要な措置をとることが出来ることとなりました。これを受けて、本町も平成29年7月より本町全域の空き家実態調査、また、空き家等対策計画を作成されております。その実態調査の結果は、総世帯数1万654戸、空き家532戸、危険空き家38戸、危険建築物4戸、これは倉庫等でございます。空き家率5.4%と推定されます。その中で、これは29年度に調査した結果でございますが、多度津地区総世帯数が3,026でございます。3,026戸、そして空き家が204戸、危険空き家が8、そして危険建築物がゼロということで、多度津地区におきましては212件ということで空き家がございます。空き家率が7.0%でございます。続いて、豊原ではございますが、豊原は3,390が総世帯数、そして空き家が53戸、危険空き家が2戸、危険建築物が1戸、合計56ということで、1.7%の空き家率でございます。続いて四箇でございますが、四箇は総世帯数が2,475、そして空き家が69、危険空き家が1、危険建築物が1、合計71ということで、空き家率が2.9%でございます。白方でございますが、総世帯数が1,670、そして空き家が56、危険空き家が5、トータル61ということで、白方は3.7%の空き家率でございます。佐柳に関しましては、総世帯数が61件、そして空き家が97、危険空き家が4、危険建築物が1ということで、合計102ということで空き家率が165.6%でございます。

高見につきましては、総世帯数が 32、そして空き家が 53、危険空き家が 18、危険建築物が 1、トータルしまして 72、221.9%という調査が出ております。そして町全体では先ほど言いましたが、総世帯数が 1万 654、そして空き家が 532、危険空き家が 38。危険建築物が 4、トータルしまして 574 ということで、空き家率は 5.4%という風に数値が出ております。そんな中で空き家対策につきましては、どこの自治体も本当に多くの問題を抱えております。空き家の放置時間が長くなれば、特に色んな要因が出てくると思います。

そんな中で質問に入ります。1点目の質問でございますが、現在の総世帯数、空き家、危険空き家、危険建築物の戸数、空き家率はどの程度になってますでしょうか伺います。

建設課長（三谷 勝則）

渡邊議員の現在の総世帯数、空き家、危険空き家、危険建築物の戸数、空き家率は、どの程度なのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご質問の本町の総世帯数につきましては、令和4年4月1日現在、1万 329 世帯です。現在の空き家、危険空き家、危険建築物の戸数及び空き家率につきましては、現時点での戸数は把握出来ていない状況ではありますが、議員ご承知のとおり、平成 29 年度の多度津町空き家対策、空き家対策計画に策定する際に調査致しました空き家等実態調査に基づき、空き家等の適切な管理指導を行っているところであります。また、現状の空き家等の戸数の把握につきましては、現在の空き家対策計画の計画期間が本年度が最終年度になることから、現在、見直し作業の準備を進めており、町内全域の空き家及び危険空き家の戸数を再度調査し、把握するための空き家等実態調査業務を発注したところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

はい、そうですね。それでは、再質問ということなんですが、今、先ほどのご答弁頂きました。その中に令和4年4月1日現在、世帯数は1万 329 世帯ということで、平成 29 年は1万 654 世帯なので、325 世帯減少しております。令和5年から令和9年の実態調査はこれからですが、そこで質問致します。

危険空き家、危険建築物の戸数は、今後、増加傾向にあるのか、また、減少傾向になるのか、伺います。ご答弁お願い致します。

建設課長（三谷 勝則）

渡邊議員の再質問に答弁をさせていただきます。

現在の空き家の件数の状況につきましては、先ほど答弁をさせていただきましたが、本年度、調査を予定しており、危険空き家の件数についての把握は出来ておりませんが、過去5年間において、近隣住民からの管理不全の空き家の通報などの件数については、平均して 20 件程度、また、支援事業による危険空き家の除却については、

平均9件程度でございました。これらは計画策定時の危険空き家等に含まれていない物件等もございますので、このことから5年間における空き家、危険空き家、建築物等の件数は増加傾向にあるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

確かにどこの自治体も増加傾向にある。危険空き家は増加傾向にあるということをおっしゃっております。そこで、次の質問をさせていただきます。

多度津町空き家等対策計画の推進状況や危険空き家の各年度の撤去補助費と撤去戸数を伺います。

建設課長（三谷 勝則）

渡邊議員の多度津町空き家対策計画の進捗状況について答弁をさせていただきます。進捗状況につきましては先ほどの答弁と重複致しますが、現在策定しております多度津町空き家等対策計画に基づき、空き家及び危険空き家の空き家等の適切な管理及び除去等を指導しているところです。本計画につきましては、平成29年度に策定しており、計画期間が平成30年度から令和4年度までの5年間の計画となっていることから、本年度において令和5年度から令和9年度までの5ヶ年の計画を策定する予定となっております。計画の見直しの基礎となる町内全域の空き家等の実態調査を目的とした空き家等実態調査業務を発注しているところであり、その結果を踏まえ、本年度、現状に合った空き家等対策計画の策定を進めてまいります。

危険空き家の各年度の撤去補助費と撤去戸数について、答弁をさせていただきます。

平成27年度より実施しております老朽危険空き家除去支援事業につきましては、国の補助制度を活用し、老朽化した危険空き家の除却に対し、補助金を交付する事業であります。この補助金は160万円を上限として除却工事費の80%を補助する制度であり、財源の内訳につきましては国が4分の2、県が4分の1、町が4分の1となっております。平成27年度からの各年度の補助費及び補助費及び撤去戸数の実績につきましては平成27年度、撤去戸数5戸、補助金額695万5,000円。平成28年度、撤去戸数7戸、補助金額801万1,000円。平成29年度、撤去戸数9戸、補助金額1,315万6,000円。平成30年度、撤去戸数8戸、補助金額1,034万9,000円、令和元年度、撤去戸数12戸、補助金額1,614万1,000円。令和2年度、撤去戸数11戸、補助金額1,581万2,000円。令和3年度、撤去戸数6戸、補助金額960万円、また、令和4年度につきましては、8月末現在で老朽危険空き家6戸に対し、857万円の交付を決定しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

詳しい答弁有難うございます。

今の答弁の中では、27年から令和3年まで合計しまして、今、計算しましたら、

58 戸撤去補助、そして令和 4 年度は 8 月現在 6 戸と説明がありました。多くの皆さん方からは、除去費の 80%の補助が出るのに本当に有難いというお言葉を聞いております。

そこで、再質問でございます。当初予算の残金がなくなると次年度まで除去出来なくなり、その間、台風、また、災害が来ると大変な不安な毎日を過ごしている。この際、補正予算等は組んでもらえないかという意見を聞いております。

町の考えをお伺い致します。

建設課長（三谷 勝則）

渡邊議員の再質問に答弁をさせていただきます。

空き家除却支援事業の予算につきましては、実績より例年 10 件程度の補助金を要望しておりますが、近年では要望額に対し内示額が満額つかない状況でございます。議員ご指摘のように年度途中で補助金を使い切るケースがあり、次年度まで待つて頂くことがございます。このことから県への補助金の追加要望を行っておりますが、なかなか追加が難しい状況でございます。今後も現状に合った補助金を要望してまいりたいと考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次の質問に入ります。危険空き家に対する処置の実施、助言、指導、勧告、公表、代執行等の実施状況を伺ひます。

建設課長（三谷 勝則）

渡邊議員の危険空き家に対する措置の実施、助言、指導、勧告、公表、代執行等の実施状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。

危険空き家に対する措置の実施等の状況につきましては、毎年数件、管理不全である空き家の通報が住民の方よりあり、その都度、建設課の職員により現状を確認し、土地所有者、家屋所有者に連絡を取り、空き家の管理について助言、指導をしているところです。所有者と直接連絡がとれないケースについては、相続関係者等を調査し、対応して頂いているケースもあります。また、中には連絡を取り、指導したが、対応して頂いていない物件もございます。その際には対応して頂けるよう、再度、通知の送付や自宅を訪問するなど粘り強く指導しております。なお、老朽空き家の軒瓦の落下や草木の繁茂など道路の通行等に支障があると考えられる場合は、所有者の方へ連絡の上、緊急的に建設課の職員で樹木の伐採や道路上への落下物の安全対策、注意喚起など対策を行っております。過去 3 年間において、管理不全で指導を行った空き家の件数につきましては、令和元年で 17 件、令和 2 年で 30 件、令和 3 年度は 18 件であり、このうちの大半が空き家の敷地内にある樹木等の繁茂による管理指導でありました。今後も引き続き、迅速に対応してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

今、課長のご答弁にありましたが、土地所有者、また、家屋の所有者に連絡を取り、指導したが対応して頂けないとか、このようなケースが今後は増えてくるんじゃないかという風に思います。近隣の方に迷惑をかけるケースにシロアリ、瓦の落下、樹木の繁茂、ブロック塀の倒壊寸前など人命に関わる撤去のお金がないと対応しないなど、もう何年も放置された状況にあります。私も3件ほどお金がないということで、そのままに正直なっているケースを知っております。もちろん、建設課の方にはお話をさせて頂いております。そして、危険空き家に対する処置、助言、指導、勧告、公表、代執行のケースもこれからは、考えなければならないのかなという風に思います。

そこで、4点目の質問と答弁が重なりますので、再質問は省略させていただきます。

続いての要望でございますが、樹木の繁茂で道路の通行に支障、雨の重さで笹の木が道路まで垂れ下がり、車が通行その際に笹の木の雨が濡れているものですので滑り、車が横転し、幸いにもケガがなかったのが良かったんですが、車の損傷はひどく、笹の木の伐採は町の職員の方がすぐ駆けつけて除いて頂いたということを知っております。ご苦労様でございました。しかし、この近辺に関しましては100メートル、もう少しあるかなと思うんですけども山の側面に大きい大木が生い茂り、通行の妨げ、見通しが悪いなど苦情も聞いております。こういったことが、やはり交通事故に繋がるとも考えられますので、迅速な対応よろしくお願い致します。

それでは、次の質問をさせていただきます。4点目、今後の課題や問題点を伺います。

町長（丸尾 幸雄）

渡邊議員の今後の課題や問題点についてのご質問に答弁をさせていただきます。

今後の課題や問題点につきましては、現在、町内の老朽化した危険な空き家など一定の補助要件を満たす危険空き家につきましては、老朽危険空き家除却支援事業の補助金を活用し、除却して頂いているところでありますが、町内には所有者不明の空き家や所有者と連絡が取れなく放置されている老朽危険空き家が数件ございます。このような老朽危険空き家につきましては、現在、納税義務者や相続関係者等に連絡を取り、空き家の管理及び除却をお願いしているところでありますが、解体費用が捻出出来ないなどの理由により放置されている物件がございます。

今後は、このように放置された物件に対し、空き家等対策特措法の第14条に規定されております撤去費用を徴収することが出来る行政代執行や所有者不明でも撤去が出来る略式代執行などの措置が行えるよう、特定空き家に認定する検討が必要であると考えております。特定空き家の認定には学識経験者等で構成された第三者委員会を設置し、専門家の意見を踏まえ認定することが必須となることから、緊急時には、代執行等の執行が出来るよう、先進地の状況を参考に準備を進めてまいりた

いと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

大変いい前向きなご答弁を頂きました。

実施、助言、指導、勧告、公表、代執行、多くの課題に取り組まなければなりません。住民の皆さんの安心・安全のためにもどうかよろしくお願い致します。

続きまして、2点目の質問に入ります。物価高騰による学校給食費の対応についてであります。

物価が止まりません。ガソリン、小麦や油、野菜などなど本当に値上がりしております。給料や賃金は上がらないのに、物価高騰で住民生活は大きな痛手であります。値上げの波は学校給食まで及んでいます。食材の高騰、給食費の値上げを実施した自治体も増え、中にはデザートなど付けないというような常識では考えられないことも耳にします。一方で、この際、学校の給食費を無償化する動きもある中で本町の対応を伺います。

教育課長（竹田 光芳）

渡邊議員の物価高騰の影響による学校給食費の対応についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、物価高騰の影響は学校給食に使用する食材にまで及んでおります。そのような状況の中でも1市2町学校給食センターでは、これまでと変わらない給食費で栄養バランスや量を保つために献立を工夫し、給食を提供しております。物価高騰への対応としては、ダイシモチパン、黒糖パン及びリンゴパンのように加工賃が別途必要となるパンは使用せず、コッペパンを使用する。年中行事のデザートは残すもののデザートの提供回数を減らす。牛肉のように価格の高いものを提供を中止することや鳥のもも肉から胸肉に変更するとともに使用量を調整する。価格の高い野菜の使用回数を減らし、季節によって安くなる野菜を献立に入れる。などの対応をとっております。このような対応をとっていることから、子どもたちが喫食する学校給食の献立の幅は従来よりも狭まっているのが現状です。

本町では新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、子育て世代への経済的支援として、本年12月、来年1月の2ヶ月間、小学校・中学校の児童・生徒の給食費を免除する予定です。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

先日の四国新聞にも12月そして1月の給食無償化ということが載っております。大変いいことかなという風に思います。

再質問でございますが、この件につきまして町長さんに再質問でございます。

1市2町とも同じ対応なのか、もう1点は首長等の選挙等で選挙の公約の中に子育て

て支援、そして少子化対策、人口減少など本当に公約の一つとして、給食の無償化という部分も多く首長さんの公約の中にありますが、町長の公約、選挙に関しましては、その公約は給食の無償化については入ってますでしょうか。ご答弁お願い致します。

教育課長（竹田 光芳）

渡邊議員の再質問にお答え致します。

町長さんへの質問でしたが、給食の無償化というか12月、1月の給食費免除についての1市2町の対応については、私の方から答弁をさせていただきます。

こちらの方の2ヶ月間の給食免除につきましては、本町だけの対応でございます。善通寺市・琴平町の方は現在のところ予定はないようにお聞きしております。

以上、答弁とさせていただきます。

町長（丸尾 幸雄）

渡邊議員の再質問にお答え致しますけども、教育課長の方から今の12月、1月の件はお話ししましたけども、今、物価の上昇によって給食費が上がることも想定されておりますし、少し上がってます。その上がった費用に関しましては、保護者の方に負担をお願いするんじゃなくて1市2町の方で負担をしております。このことは、1市2町で合意をしていると思っております。合意してますよね。だから上がった場合はね。このことに関しましては、首長さんと一緒に話をしたことでありますので、もし上がった場合は1市2町で今の給食費を維持するということです。給食費が上がっても、上がった給食費は保護者の方には補填をしてもらうことはいないということの、今、そういうことを話をしております。それから色んな1市2町の合同給食でありますけども、給食費の無料化については、それぞれの市町が行っておることなので、私の方から他の市町の動向については分かりませんが、今、選挙があるから給食費を無料にするとか、そういう風な考えはございません。今の状態でやっていながら、また選挙あるなしに関わらず、給食費を無料にしなければいけないような、それぞれの家庭の中で困窮をしてきた場合には、それは考えていかなければいけない。住民サービスの向上ということを常に考えながら、こういう施策は行っていかなければいけないと感じております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

突然な再質問ということで反省はしてるんですけども、子育て支援、そして少子化対策、人口減少、これから多度津町、本当に考えていかなければならない。その一面で、給食の無償化につきましては、少し大きなポイントになってくるのかなという風に思っておりますので、また、考えて頂ければという風に思っております。それから次の質問でございます。3点目の質問でございますが、3点目の質問は瀬戸内芸術祭による感染防止策を伺います。

香川県新型コロナウイルス対策本部はイベント等の開催に関わる留意事項を踏まえ、飛沫の抑制の徹底、手洗い、手指消毒の徹底、換気の徹底、来場者の密集回避などを初めとした対応を徹底しています。特に、会場の多くは医療体制が整っていない離島であることを十分踏まえ、新型コロナ感染症の状況を注意しながら、地元市町の関係団体とも連携して必要な対策を講じていきますとあります。本町におきましても9月29日から11月6日の39日間であり、新しく本通におきまして石川金物店、吉田酒店、そして合田邸は未定という風に書かれてあります。そこで、何点か伺います。

1点目、式典開会式について伺います。答弁をお願い致します。

政策観光課長（土井 真誠）

渡邊議員の式典についてのご質問に答弁をさせていただきます。

式典につきましては10月1日、土曜日に高見島にてオープニングセレモニーを開催予定です。

県知事や総合ディレクターを始めとした約20名の出席者を予定しており、主催者挨拶や作家への花束贈呈など約30分間でのシンプルな内容の式典を検討しております。なお、セレモニー実施時には、参加者の検温や受付での手指消毒用アルコール設置、マスク着用の確認など基本的な感染対策を徹底し、島内で感染が拡大することがないように努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

ご答弁頂きました。次の質問に移らせて頂きます。

検温、体調確認、リストバンドの配布の実施方法について伺います。

政策観光課長（土井 真誠）

渡邊議員の検温、体調確認、リストバンドの配布の実施方法についてのご質問に答弁をさせていただきます。

会期中の来場者に対する検温等につきましては、多度津港に平日は2名、休日は3名の検温専任スタッフを配置し、非接触型体温計を使用して来場者の検温を実施し、その際、口頭またはフリップ等により、風邪などの症状がないかを確認し、37.5度以上の発熱及び風邪などの症状がない場合は、検温などが完了していることを証するリストバンドを配布致します。このリストバンドは使い回されることがないように3色用意されており、毎日色を変更することで当日に検温を完了していることが一目で確認出来るようになっております。なお、検温につきましては多度津港での対応を基本としていますが、例えば、佐柳島に1泊してから高見島に来られた方など、多度津港で検温を行わなかった方にも対応出来るように高見島案内所に1名の検温専任スタッフを配置予定です。また、陸地部につきましても各作品受付におきまして、同様の対応を実施致します。



以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

答弁頂きました。そこで再質問させていただきます。

船を独自でチャーターした場合、そういった場合は、多度津発じゃないかも分かりませんよね。そういった場合、これはほとんど団体客だと思うんです。多くの皆さんが、高見島へ上がるというところなんですけども、そういった場合、高見島の1名の方がそういった体温、検温とか確認するということになっておりますが、この点はどのように考えていますでしょうか。再質問です。

政策観光課長（土井 真誠）

渡邊議員の再質問に答弁をさせていただきます。

検温につきましては、専門のスタッフは1名と答弁したところではございますが、その他にも受付、総合案内の受付スタッフ等もいますので、そういった方達と連携をしながら検温が実施でき、間違いなくリストバンド等も配布できるような状況になりますように努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

よく分かりました。次の質問ですが、時間の都合もございましたので3・4を一緒に質問致します。

船着場港付近の密集の回避対策について。また、来場者や連絡船内の人数制限などについて伺います。3・4、一緒にお願い致します。

政策観光課長（土井 真誠）

渡邊議員の船着場港付近の密集の回避対策についてのご質問に答弁をさせていただきます。

船着場及び港付近につきましては、来場者の方が多く集まる場所であることから会期中は多度津港、高見港とも複数名のスタッフを配置し、乗船される方々に対し、ある程度の間隔を空けて整列頂くように誘導し、密集を回避するように努めてまいります。また、整列頂いている来場者の方々に対するマスクの着用など基本的な感染対策へのご協力の呼びかけの実施や販売所・案内所など港付近の施設に手指消毒用アルコールを設置するなど密集回避対策と併せて感染対策も講じてまいります。

次に、来場者や連絡船内の人数制限などについてのご質問に答弁をさせていただきます。県実行委員会が作成している新型コロナウイルス感染症対策の指針では、会期中の来場者の人数制限をすることとはなっておりません。また、定期船につきましては、船舶ごとに定められている旅客定員までの乗船とし、積み残しがある場合は付け舟にて対応することとしております。来場者の人数制限は実施致しませんが、先ほど答弁しましたとおり、スタッフによる来場者の方々への基本的な感染対策の協力の呼びかけや手指消毒用アルコールの設置を行うことで感染対策に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

次の質問にさせていただきます。

島での有症状者への対応、救護体制について伺います。

政策観光課長（土井 真誠）

渡邊議員の島での有症状者への対応、救護体制についてのご質問に答弁をさせていただきます。

会期中に島内でコロナの有症状者が発生した場合、感染防止のため診療所や案内所での待機は行わず、テントなど他者と離れた場所にて待機頂き、スタッフが県実行委員会本部に常駐する看護師に連絡し、指示を仰ぐこととしております。また、島外への搬送につきましては、他の来場者の方と接触を避けるため、県実行委員会の用意するチャーター船などで対応致します。これは、県実行委員会が策定した新型コロナウイルス感染症対策の指針に基づくもので、全島共通の対応となっております。なお、コロナ有症状者以外で自力歩行困難など緊急を要する場合につきましては119番通報を行い、本町と離島傷病者救急輸送契約を結んでいる海上タクシーにて多度津港まで搬送し、多度津港からは救急車により病院まで搬送を行います。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

再質問でございます。新聞報道などで春会期、また、夏会期では、芸術祭に従事するスタッフの新型コロナウイルス感染が複数発生しているとの記事が掲載されていましたが、どのような対策をとられますでしょうか、ご答弁お願い致します。

政策観光課長（土井 真誠）

渡邊議員のスタッフの新型コロナウイルス、スタッフへの新型コロナウイルス感染症対策についての再質問に答弁をさせていただきます。

スタッフにつきましてはマスク着用などで飛沫の抑制や手洗い、消毒、密集の回避など基本的な感染対策を徹底するように周知するとともに毎朝の検温、体調確認を徹底し、万が一、体調がすぐれないスタッフが出た場合は、事前に他のスタッフと交代させ、島内で感染が拡大することがないように努めてまいります。また、従事中に発熱等があった場合は、来場者に発熱があった場合と同様の対応を取り、適切に対応してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

最後の質問になります。島においては、使用トイレが待合所、そして「いこいの家」、小学校などで、その反対に利用する方は多いと思われれます。感染症予防対策について伺います。

政策観光課長（土井 真誠）

渡邊議員の島のトイレの感染症予防対策についてのご質問に答弁をさせていただきます。

高見島会場のトイレにつきましては、待合所、いこいの家、旧小・中学校のトイレに加え、県実行委員会により仮設トイレが設置される予定となっております。会期中はスタッフによる定期的な見回りを行い、清掃と併せ、ドアノブなどの手が触れる箇所の消毒を行います。また、このたび、多度津高等学校より芸術祭で使用するベンチ、テーブルに加え、消毒の液を置く台を2台寄贈頂いておりますので、そちらも活用させて頂きながら、トイレの横に手指消毒用アルコールを設置したいと考えております。秋会期の開催に当たりましては、国、県の方針や県実行委員会の対策指針に基づき、基本的な感染対策を徹底し、県実行委員会と連携しながら、住民の方や来場者の方に安心して芸術祭を楽しんで頂けるよう努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

ご答弁有難うございます。39日間という期間は長い訳でございますが、十分なコロナ対策を取って頂いて、そして、皆さんが喜んで来られる。私たちもおもてなしの精神で頑張っていきたいと思っておりますので、職員の皆様、また、関係者の皆さん、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で、私の質問は終わります。有難うございました。